

日本教職大学院協会専門委員会細則

(平成 21 年 10 月 23 日制定)

(平成 22 年 3 月 11 日改正)

(平成 28 年 3 月 19 日改正)

(平成 29 年 4 月 26 日改正)

(令和 2 年 12 月 21 日改正)

(目的)

第 1 条 この細則は、日本教職大学院協会規約（以下「規約」という。）第 21 条の規定に基づき、専門委員会の所掌事項及び構成等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 日本教職大学院協会（以下「協会」という。）理事会の下に、次に掲げる専門委員会を置く。

- (1) 授業改善・FD委員会
- (2) 企画委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 教育委員会等連携委員会
- (5) 成果検証委員会
- (6) 編集委員会

(所掌事項)

第 3 条 授業改善・FD委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育課程の見直しに関する事。
- (2) 教育の内容及び教育条件整備に関する事。
- (3) 教員の研修・交流に関する事。
- (4) 教育実践研究の推進に関する事。

2 企画委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業計画の企画・立案に関する事。

3 広報委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広報活動の推進に関する事。
- (2) 教職大学院の教育・研究成果の取りまとめ及び公表に関する事。
- (3) 広報誌の刊行に関する事。

4 教育委員会等連携委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教員派遣に関する教育委員会との連携に関する事。
- (2) 実習に関する教育委員会との連携に関する事。
- (3) 修了者の教員就職支援に関する方策に関する事。
- (4) 教育委員会等への要望に関する事。

5 成果検証委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 修了者の進路状況・活動状況等の調査に関する事。
- (2) 調査結果に基づく分析に関する事。
- (3) その他成果の検証に関する事。

6 編集委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 研究誌の刊行に関する事。

(構成)

第 4 条 専門委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 座長
- (2) 委員 若干人

(座長)

第 5 条 専門委員会に座長を置き、座長は、理事会が規約第 5 条に定める会員の中から選出

し、会長が委嘱する。

- 2 座長は専門委員会を招集し、議長となる。
- 3 座長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した理事がその職務を代理する。
(委員)

第6条 専門委員会の委員は、座長が会員の中から推薦し、会長が委嘱する。
(任期)

第7条 座長の任期は2年とし、再任は1回までとする。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 欠員が生じた場合の後任の座長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(理事会への報告)

第8条 専門委員会は、必要に応じて専門委員会における調査研究の結果等を理事会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第9条 専門委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 専門委員会に関する事務は、座長が属する大学と事務局において処理する。

(補則)

第11条 この細則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

- 1 本細則は、平成21年10月23日から施行し、平成21年5月29日から適用する。
- 2 第5条及び第6条の規程により最初に委嘱された第2条第1項に定める委員会の座長及び委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、委嘱された日から平成23年の第1回の総会までとする。

附 則

本細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、平成29年4月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

本細則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は、令和3年6月1日から適用する。